

令和2年度（2020）第1回出雲市障がい者施策推進協議会

会議等開催結果報告書

1. 会議名	令和2年度第1回出雲市障がい者施策推進協議会																																																		
2. 開催日時	令和2年(2020)6月24日（水）14:00～15:10																																																		
3. 開催場所	出雲市役所本庁6階 全員協議会室																																																		
4. 出席者	<p><委員></p> <p>浅津昇委員、芦矢京子委員、石飛丈和委員、石橋美恵子委員、井上明夫委員、大野美和委員、尾添純子委員、兒玉浩二委員、佐貫文紀委員、塩飽邦憲委員、新宮直行委員、新藤優子委員、須谷生男委員、高見聡子委員、永岡秀之委員、柳楽紀美子委員、西嘉直委員、原広治委員、福島美菜子委員、藤川祐介委員、本常徹委員、山本順久委員、吉田通隆委員（23名）（50音順）</p> <p>欠席：和泉積委員、山岡尚委員（2名）</p> <p><事務局></p> <p>伊藤副市長、岡健康福祉部長、小村福祉推進課長、松井福祉推進課主査 ほか</p>																																																		
5. 会議等において検討された事項等	<p>1 開会 2 伊藤副市長あいさつ 3 会長、副会長選出 4 会長・副会長あいさつ</p> <p>5 諮問</p> <p style="padding-left: 20px;">第2次出雲市障がい者計画及び第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画について</p> <p>6 報告事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 令和元年度障がい福祉サービス等状況報告</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">資料1</td> <td style="width: 30%;">1頁～10頁</td> </tr> <tr> <td>(2) 令和元年度サービス調整会議状況報告</td> <td style="text-align: center;">資料2</td> <td>11頁～13頁</td> </tr> <tr> <td>(3) 令和元年度障がい者虐待防止センター状況報告</td> <td style="text-align: center;">資料3</td> <td>14頁～15頁</td> </tr> <tr> <td>(4) 令和元年度障がい者差別相談センター等状況報告</td> <td style="text-align: center;">資料4</td> <td>16頁</td> </tr> <tr> <td>(5) 令和元年度手話普及の取組状況報告</td> <td style="text-align: center;">資料5</td> <td>17頁</td> </tr> <tr> <td>(6) 令和元年度生活保護精神障がい者退院促進事業状況報告</td> <td style="text-align: center;">資料6</td> <td>18頁</td> </tr> </table> <p>7 議事</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 第2次出雲市障がい者計画及び第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画の策定について</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">資料7</td> <td style="width: 30%;">19頁～26頁</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">①計画の位置づけ ②計画策定スケジュール ③計画構成（案）</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域生活支援拠点整備にかかる検討状況</td> <td style="text-align: center;">資料8</td> <td>27頁～30頁</td> </tr> </table> <p>8 その他</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 新型コロナウイルス感染症に関連した新規事業</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">資料9</td> <td style="width: 30%;">31頁～33頁</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">①在宅障がい者等相談支援事業</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">②遠隔手話サービス等を利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 今後の協議会日程</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">第2回 令和2年 9月24日（木）14:00～16:00</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">第3回 令和2年11月11日（水）14:00～16:00</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">第4回 令和3年 2月 3日（水）14:00～16:00</td> </tr> </table> <p>9 閉会</p>			(1) 令和元年度障がい福祉サービス等状況報告	資料1	1頁～10頁	(2) 令和元年度サービス調整会議状況報告	資料2	11頁～13頁	(3) 令和元年度障がい者虐待防止センター状況報告	資料3	14頁～15頁	(4) 令和元年度障がい者差別相談センター等状況報告	資料4	16頁	(5) 令和元年度手話普及の取組状況報告	資料5	17頁	(6) 令和元年度生活保護精神障がい者退院促進事業状況報告	資料6	18頁	(1) 第2次出雲市障がい者計画及び第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画の策定について	資料7	19頁～26頁	①計画の位置づけ ②計画策定スケジュール ③計画構成（案）			(2) 地域生活支援拠点整備にかかる検討状況	資料8	27頁～30頁	(1) 新型コロナウイルス感染症に関連した新規事業	資料9	31頁～33頁	①在宅障がい者等相談支援事業			②遠隔手話サービス等を利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業			(2) 今後の協議会日程			第2回 令和2年 9月24日（木）14:00～16:00			第3回 令和2年11月11日（水）14:00～16:00			第4回 令和3年 2月 3日（水）14:00～16:00		
(1) 令和元年度障がい福祉サービス等状況報告	資料1	1頁～10頁																																																	
(2) 令和元年度サービス調整会議状況報告	資料2	11頁～13頁																																																	
(3) 令和元年度障がい者虐待防止センター状況報告	資料3	14頁～15頁																																																	
(4) 令和元年度障がい者差別相談センター等状況報告	資料4	16頁																																																	
(5) 令和元年度手話普及の取組状況報告	資料5	17頁																																																	
(6) 令和元年度生活保護精神障がい者退院促進事業状況報告	資料6	18頁																																																	
(1) 第2次出雲市障がい者計画及び第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画の策定について	資料7	19頁～26頁																																																	
①計画の位置づけ ②計画策定スケジュール ③計画構成（案）																																																			
(2) 地域生活支援拠点整備にかかる検討状況	資料8	27頁～30頁																																																	
(1) 新型コロナウイルス感染症に関連した新規事業	資料9	31頁～33頁																																																	
①在宅障がい者等相談支援事業																																																			
②遠隔手話サービス等を利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化事業																																																			
(2) 今後の協議会日程																																																			
第2回 令和2年 9月24日（木）14:00～16:00																																																			
第3回 令和2年11月11日（水）14:00～16:00																																																			
第4回 令和3年 2月 3日（水）14:00～16:00																																																			
6. 担当部署	健康福祉部福祉推進課	連絡先	TEL 0853-21-6959 FAX0853-21-6598																																																
7. 会議録	別添のとおり																																																		

令和2年度（2020）第1回出雲市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

1. 開会	本協議会を公開で開催、傍聴人1名
2. 副市長あいさつ	省略
3. 会長・副会長 選出	会長に塩飽邦憲委員、副会長に新藤優子委員が選出された。
4. 会長・副会長 あいさつ	省略
5. 諮問 会長	<p>さきほど伊藤副市長様から諮問書をいただいた。今年度のミッションというのは、一つは計画を策定するという事で、皆様にも、回数多く参加いただくことになっている。ご協力の方よろしくお願ひします。</p> <p>なお、今日の会議を1時間ということで短縮版で、この冊子を送っていただいている。今日の議事のうち、資料1から6までは、資料1のみを説明していただいて、資料2以下はご覧いただいて疑問点等あれば、事務局の方にご連絡をいただければと思う。</p> <p>それでは資料1の、令和元年度障害福祉サービス等について報告をお願ひする。</p>
6. 報告事項 会長	<p><u>活動報告 説明</u></p> <p>一部実績、計画を下回るものもある。必要などころには、サービスができていてということで、いくつかの項目では、計画値を上回っている。</p> <p>サービス内容が、新しい（委員の）方は分からないところも多いと思うが、計画書を見ていただいて、内容をご確認いただければと思う。</p> <p>資料2以下の活動については、またお目通しをいただきたいと思う。</p> <p>それでは議事の1番目、第2次出雲市障がい者計画及び第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画の策定について説明をお願ひする。</p>
7. 議 事 (1)第2次出雲市障がい者計画及び第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画の策定	<p><u>事務局説明</u></p> <p>障がい者計画と福祉計画についてご提案をいただいた。基本計画である出雲市障がい者計画について、県の施策方向と整合性をとって、これまでの計画と関連づけながら整理いただいている。</p> <p>それから、26ページについては国が重点ポイントで24ページに示している。それに基づいて成果目標も作らないといけないので、基本計画とは変えてこの基本指針の概要のポイントを盛り込んだ形で、第5章が構成されているという特徴になっている。これについて、ご意見ご質問はないか。</p>

A委員	<p>24 ページ 6 番、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、25 ページでは、2 番目の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、現行計画にあたっては、私はちょっと表現がおかしいのではないかとということで提案をさせていただいた。出雲市の現行計画では全国でも珍しいこの文言がない計画になっているが、あえて復活させた意味は何か。</p>
事務局	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国の施策の一つの柱として方針立てがある状況の中、第 5 期の計画の時もそうだが、出雲市においては、地域共生社会の実現に向けて進めている。精神障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、やはり精神障がいの障がい特性もあり、住居の問題、介護保険との連携の問題等がある。別に協議の場や、施策についても考えていく必要がある。小項目として、今回の計画に上げてはと考えている。</p>
A委員	<p>前回もお願いしたが、そもそも地域包括ケアシステムの文言の中に全住民が含まれていると解釈するのが妥当かと思う。あえて精神障がいにも対応したという前ぶれを振ると本来は精神障がいの方は対象ではありませんと読み取れると前回もお願いをして、出雲市のご英断で現行計画もそのような名称になっている。あえてするとしたら逆だと納得できるが、地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の地域支援という概念自体が全住民を対象としたものであるという、そこが何か逆転している表現になっているので、再度考えていただくとありがたい。</p>
(2)地域生活支援拠点整備にかかる検討状況	<p>会長 24 ページの国の基本指針のポイントで、精神障がい者というのを取り上げてるのは、長期入院が全国的にはなかなか解消しない。だから、体系的からいうと、22 ページの基本計画の体系的の方が、体系的に述べられている。つまり共生社会を作り上げて、その上で、サービスとか、差別解消とかを考えていく構成の方が、全体としては真っ当なように思う。だから、出雲市の場合は、長期入院についても、皆さんのご努力で、かなり前進が見られているので、国のあえての文言を加えてということにあまりこだわらなくてもいいと思っているので、26 ページの第 5 章については、基本計画の体系的に沿ったような形で順番と、文言の整理をしながら、小項目の中とか指標については国の方が求めているような内容を盛り込むという形で再整理をさせていただければと思う。よろしいか。</p> <p>事務局の方、また議論をしながら、項目が駄目ではなく体系的に劣るので、その辺を整理して、重点がわかるような項目の立て方をお願いをしたい。</p> <p>それ以外で、ご質問、ご意見はあるか。また、修正したものをを見ていただいて、項目を細かく作ったり、指標を作るので、そのうえでご議論をいただけたらと思う。</p> <p>それでは、次の議題に移らせていただいてもいいか。</p> <p>地域生活支援拠点整備に係る検討状況ということで、これは昨年からの続きなので、今までの経過も含めてご説明をお願いしたい。</p> <p>事務局説明</p> <p>会長 国の方で、地域生活支援拠点を、モデル的に作るということで、島根県の方から、出雲市の方にこの事業を受けないかというお話があった。出雲市の方で足りないとい</p>

ころもあるので、この事業を受けましょうということで、当協議会の下にある、じりつ部会を中心に、拠点プロジェクトチームを作って検討していただいている。

出雲市で議論したのは、この拠点をハード的に整備するということは考えない。なぜかという、日常的なサービスの支援、それから横の繋がりというのは、これまでの関係者のご努力で、随分体制整備が行われている。ただ、弱いのが、28ページの右上の緊急時の定義のところにもあるが、急に親御さん介護者が、死亡・入院、緊急の不在等によって、通常の在宅生活が困難になるということが、短期的に、突発的に起こる。そういう場合に、相談するところが例えば土日だったり、正月だと困る。それから一人暮らしの方で、急に支援が必要になるという、突発的なことについて、今の体制では、弱い部分がある。数日のところで、とりあえず、短期入所を使ったり、いろんなサービスを使えるように調整をできる機能を、この地域生活支援拠点ということで、作ったらどうだろうかということになった。

そのため、どういう人を対象にするか。それから、どういうサービスをするか、誰が緊急時の対応をするのか。また、緊急時に対応した後には、どこにどういう形で相談員さん等に受け渡すのか、また短期入所の最大期間をどれぐらいにするかというようなことを、28ページのフロー図で検討したり、その準備に急に短期入所といっても、利用したことがあればいいが、利用したことがない方の場合、情報の共有であったり、準備をする必要があることで、この登録表を作っているところまで今きた。

コーディネーターについては、多少の加算があるが、結構負担なので、今までこういうことに手馴れてきているハートピア出雲さんとふあっとさんをお願いをして、機関として対応していただいたらどうかというような案で今きてるとのこと。

座長、追加でご説明いただくことがあるか。

B委員
(座長)

会長さんの今のお話で、お分かりいただいた点多々あると思う。若干付け加えるとすると、どうしたら障がいのある方を緊急時に受け入れる体制で進めることができるか、短期入所事業所さんにおかれては、どういうシステムであれば、今以上に受け入れることができるかということに非常に重点を置いて作られたものである。

さっき会長も言われたとおり、出雲市は面的整備といって、連携してやっていこうということで、既存の相談支援事業所、短期入所事業所さんに、コーディネーターという新しい役割を加えて、円滑に緊急時に障がいのある方が行けるようにと考えている。

おかげさまで、今日示しているような骨格ができたことで、これから肉付けや実際に試行的に、今年度は市登録票の作成をやってみて、来年度の本格的なシステムのスタートに向けてやっていかないといけない。相談支援事業所コーディネーターと、施設の連携が大事。もちろん行政サイドの予算等も必要。

実は緊急時と言うと、いろんなパターンがあって今この定義のものだけではない。虐待のケースもあるし、災害が起きたときの行き場とかそういうこともあるが、今回は前回も申したように、虐待のケースでの受け入れというのは、既存の措置制度等使っていただくか、大災害が起きたときなど避難所を含め、違う観点のシステムがある。最初は、狭義的な定義になっているが、一人暮らしの方や、家族の方が急にいなくなって行き場がなくなった場合、自宅で生活ができない障がいの方をどうするか視点を置いてスタートしたい。

また医療との連携が大事と思っているので、福祉だけではとてもできないことである。短期入所にしても、やはり医療を伴う方もいるので、医療的ケアが大事な

	<p>で、ぜひ福祉施設だけでなく、病院、医療の入所等も今後一緒に、手を携えていた だきたいと思うし、児童についても対象である。</p> <p>あと、行き場のなくなった障がいのある子どもの受け入れもあるので、成人だけ ではなく子どもも対象。医療的ケアが必要な子どもも対象。そういうことができる 安心システムになればと思うので、そういう視点でやっていきたいと思う。</p>
会長	<p>課題は課題として明確にさせていただき、運用上の整理をしながらまた見直しをか けるということにしたい。とりあえずはこういう形で実施をしたらということであ るが、何かご意見はあるか。</p>
C委員	<p>昨日、埼玉県の同じ当事者の方と話をし、その方はアルコール依存症で、再飲酒 したので、訪看が駆けつけないと言われたそうだ。出雲市はそういうことはないの か。</p>
会長	<p>この事業というより、一般的にそういう場面での対応はどうかということか。</p>
C委員	<p>規約にないから、訪問しないということはないか。</p>
会長	<p>訪看というのは高齢者のことか。</p>
C委員	<p>規約にないから駆けつけないと解釈されて、駆けつけないということはないのか。</p>
事務局	<p>出雲市は、相談や要請があった場合には、まずどこかが駆けつけて、その方の状 況を確認し、その方がどういうふうに住生活を今後されたらいいかということを考え ながら、支援をしていく体制である。</p>
C委員	<p>施設の方が拒否するということはないのか。</p>
事務局	<p>施設というのは、相談支援事業所のことか。</p>
C委員	<p>相談支援事業所がもう行きませんということはないのか。</p>
事務局	<p>出雲市では、そういったことはない。ただ忙しくて新たには引き受けができない ことがあるが、そういった場合は、市の方で調整して、別の相談支援事業所に願 いをし、誰かが支援をするような体制を作っている。</p>
C委員	<p>緊急の場合はどうか。 埼玉県の人には、緊急の時に来てもらえなくて、症状が悪くなりそうだったので、 そういうことをしないで欲しい。</p>
事務局	<p>そうですね。 緊急の場合も含めまして、誰かが支援ができるように、市の方でも調整をしてい るところである。</p>
C委員	<p>お願いします。</p>

<p>会長</p> <p>8.その他 (1)新型コロナウイルス感染症に関連した新規事業</p>	<p>出雲市の場合は相談支援事業所だけではなく、最後行政が対応できるような形になっているので、そういう面で漏れをなるべく少なく、そうは言っても土日のことがあり、こういう体制を強化しながらやっていこうということである。</p> <p>他にないか、よろしいか。</p> <p>まだ今年度いっぱい検討しながらやっていく。また、9月の時に、進捗状況を聞き協議をしたい。</p> <p>それでは協議事項はこの二つだったので、議事は終了する。事務局にお返すする。</p> <p>事務局説明 (新型コロナウイルス感染症に関連した新規事業)</p>
<p>福祉推進課長</p>	<p>事業について質問あるか。</p>
<p>D委員</p>	<p>31 ページの、新規事業の相談支援事業について、コロナ対策ということで考えている中、もし家族あるいは本人が感染した場合、濃厚接触者になった時、子どもさんをどうしていいのか、どこにお願いしたらいいのか、家族はどういうふうについていいのかという不安がある。</p> <p>今度、第2波、第3波が来た時に、もし感染したらという全国の親の中でも心配との意見があり、特に北海道の方は、直接北海道の方に要望を出し、本人が入院した場合や家族が濃厚接触者になった場合の対応策を考えてもらいたいと、具体的な要望を出して返ってきたり、兵庫県の方も同じである。そういった情報ももらっている。島根県はあんまり感染者がなかったのか、心配があまりないのかということではなく、当事者の中では非常に心配していて、それをイメージした対応策を考えてもらっているのかということ。市の対応だけでは難しいと思うので、医師会、県の医療対策課の方に、一緒に考えていただく方がいいのかと思っている。他県からの情報もらうと、重いなど思う。こうした新規事業を立ててもらったので、具体的な事例をイメージして、マニュアルを作ってもらおうと安心かと思う。</p>
<p>福祉推進課長</p>	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>今後、この事業は相談支援事業所を中心にアナウンスしていくが、医療的ケアの必要なご家族をお持ちの方、新型コロナウイルスに感染した場合、非常にご心配ということで私ども改めて啓発に努めている。ご意見ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>保健所が窓口なので、保健所との間で整理していかないと難しいですね。</p>
<p>E委員 (保健所)</p>	<p>いただいた意見は、保健所に対応すべき点もあるので、持ち帰り出雲市と一緒に検討していく。</p>
<p>健康福祉部長</p>	<p>今回の在宅障がい者の事業について、まだサービスに繋がっていない障がい者の方、在宅の方の支援であり、将来的には、サービスにつなげていくことを一つの目標としてやっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症について、医療的ケア児、重度障がい児、それから逆に高齢者の要介護度の高い家族がいる方についても同じような形になるが、基本的には国の対応基本方針というのがある。</p>

	<p>まず最初に、当事者が感染された場合は入院。看護者の方が感染された場合で、他の看護者で感染していない方がいる場合は在宅。施設利用ができないので、そういった場合については在宅サービスを受けていただく。そうでない場合、看護者がいない場合について、可能であれば親族、親戚の中で状況をよく知っている方がいればいいが、それがいない場合は、基本的に施設での短期入所、もしくは医療的なケアが必要な方については入院となるという、国の方針が出ている。市の方としては発生した時点で、対象者の方の状況を踏まえ、保健所と協力し、障がいサービス事業所や介護事業所と協議の上で、可能なサービスを続行し継続していただくような体制を今考えている。</p>
D委員	<p>親族と言われたが、親族はまず無理。 医療的ケアある人はもちろんだが、重度心身障がいのある人でも家族しか対応できないと思う。親族といっても祖父、祖母になると思うが、普段から見てないと対応できないと思う。親族は外してもらいたいと私は思っている。親戚は無理だと思う。家族で無理だったら、やはり福祉サービスにお願いしたいというのが、親の気持ちなので、家族以外の親族っていうのは、無理だと思っている。</p>
健康福祉部長	<p>その辺はよくわかっている。 ただ対応が可能な親族がいる場合ということが前提になっているので、全くそういった形がないということではない。その方の家族環境や、監護されている状況などを踏まえて可能な順位を決めてやっていくことで、最終的にどういった形でもサービスやケアが途切れないようにということが前提で対応していくということである。</p>
9. 閉会 福祉推進課長	<p>本日は短時間ではあったが、報告事項、議事につきましてはご審議をいただき、また貴重なご意見を頂戴しましたこと誠に厚くお礼申しあげる。 いただいたご意見を基に、今後改めて整理して、お示しできればと考えている。 続いて今後の協議会の日程でございますが議事の下段のところに書かせていただいている。9月、11月、来年の2月を予定している。 また近づきましたら改めて皆様方に資料等を送らせていただくのでご予定をお願いしたい。 塩飽会長新藤副会長のもと、今後3年間新たな任期の協議が始まったので、引き続き、よろしくお願ひいたします。本日の協議会の終了とさせていただきます。 大変ありがとうございました。</p>